

事 項	地盤面の取扱い	関 係	令第2条第2項
R002-02		条 文 等	

1. 宅地造成等規制法並びに都市計画法等の規定に基づき造成された宅地で不合理でない場合は、建築物の周囲に50cm(地上の階数が5以上の建築物にあっては200cm)以上の広がりがあるものは、造成後の地盤面を建築物の地盤面とする。

2. 1以外で造成された擁壁、又は水平面に対して30度以下の法面による盛土で、地盤面が建築物の周囲に50cm(地上の階数が5以上の建築物にあっては200cm)以上の広がりがあり、かつ、敷地の衛生上、安全上、避難上必要と認められる範囲の最小限の盛土で、次のいずれかに該当する場合に限り、原則造成後の地盤面を建築物の地盤面とする。

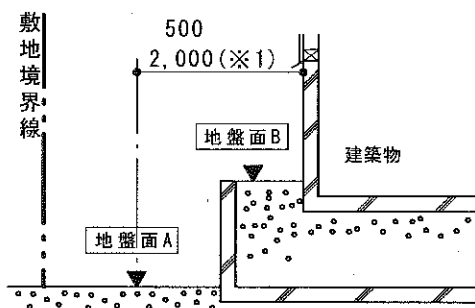
(1) 現況当該敷地が前面道路よりも低い場合の概ね前面道路までの盛土

(2) 現況当該敷地が隣地地盤よりも低い場合の概ね隣地地盤面までの盛土

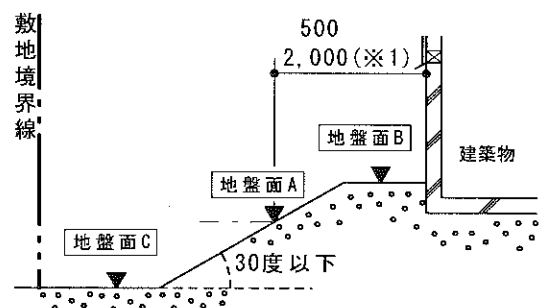
〔考え方・解説〕

<例>地盤面Bの広がり、下図の寸法未満の場合は地盤面Aが地盤面となる。

(※1) 地上の階数が5以上の建築物の場合



参考図 1



参考図 2

〔備考〕
(関連告示等)

平成14年度 日本建築行政会議全国会議報告書